

会長	副会長	副会長	専務理事	担当理事	係

長寿第1614号
令和6年3月4日

公益社団法人 岡山県医師会
会長 松山 正春 様

岡山県子ども・福祉部長寿社会課長

認知症介護指導者養成研修受講候補者（岡山市以外）の推薦について（依頼）

本県の福祉行政の推進につきましては、平素から御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県の認知症介護実践研修等の講師養成のため、県推薦の標記研修受講候補者を1名選定する予定ですので、次のとおり適任者1名を御推薦くださいますようお願いいたします。なお、推薦多数の場合には、受講できない場合もありますので御了承ください。

また、介護保険事業者等が推薦する者（研修に要する経費はすべて事業者等の負担）についても研修対象者として加えることから、別添写しのとおり同事業者及び市町村に通知しておりますので、御承知おきください。

記

1 提出書類

- ・受講推薦書（別紙1）
- ・所属承諾書（別紙2）
- ・認知症介護指導者養成研修受講申込書（別紙様式1）
- ・受講者選抜考査のための実践事例報告に関する提出書類（別紙様式3）
- ・認知症介護実践リーダー研修修了証書の写し

2 提出部数

別紙1～3 各1部
その他書類 各2部

3 提出期限

令和6年3月29日（金）17時 必着

4 提出先（問合せ先）

岡山県子ども・福祉部長寿社会課 長寿社会企画班 担当：草加
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
TEL (086) 226-7326 Fax (086) 224-2215

5 その他

- （1）詳しくは、別添「令和6年度 認知症介護研究・研修仙台センター認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」を参照してください。
- （2）修了された受講者の所属には、別添「認知症介護指導者養成研修等事業費補助金交付要綱」により、要綱中補助基準額を上限として、受講に係る経費のうち、受講に要する経費（受講費、交通費、宿泊費）について、県からの補助を予定しています。
- （3）岡山市以外の介護保険施設・事業所が対象です。岡山市内分の募集等については、岡山市事業者指導課にお問い合わせください。
- （4）受講については、岡山県ホームページにも掲載しております。



(別紙1)

受 講 推 薦 書

第 号
令和6年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

推薦団体名
代表者職名・氏名
担当者職・氏名
電話
メール

令和6年度認知症介護指導者養成研修の受講について、関係書類を添えて次のとおり推薦します。

記

- 1 受講者 所属法人名
勤務先施設名
勤務先住所
職名
氏名
- 2 受講希望研修回 第 回
- 3 添付書類 ①所属承諾書（別紙2）
②承諾書（受講申込者用）（別紙3）
③認知症介護指導者養成研修受講申込書（別紙様式1）
④受講者選抜考査のための実践事例報告に関する提出書類（別紙様式3）
⑤認知症介護実践リーダー研修修了証書の写し

(別紙2)

所 属 承 諾 書

第 号
令和6年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所在地
所属法人名
代表者職名・氏名
担当者 職・氏名
電話
メール

次の者が、令和6年度認知症介護指導者養成研修を受講すること、並びに、研修修了後、岡山県及び岡山県指定法人が実施する認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事し、地域ケアを推進する役割を担うことを承諾します。

記

受講者	勤務先施設名
	職名
	氏名

(別紙3)

(受講申込者用)

承 諾 書

認知症介護指導者養成研修修了後、岡山県及び岡山県指定法人が実施する認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事し、地域ケアを推進する役割を担うことを承諾します。

令和6年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

(受講申込者)

所 在 地

所属法人名

(事業者名)

氏 名

認知症介護指導者養成研修等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、認知症高齢者に対する介護技術の向上のため平成18年3月31日付け老発第0331010号厚生労働省老健局長通知「認知症介護実践者等養成事業の実施について」の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」に定める認知症介護研究・研修センターの実施する認知症介護指導者養成研修及び認知症介護指導者フォローアップ研修の受講者の派遣を行う事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(補助額)

第2条 補助額は、次の表に定める補助基準額、対象経費の実支出額及び総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

<認知症介護指導者養成研修>

補 助 基 準 額		対 象 経 費	補 助 率
次により算出した額の合算額とする。		事業に必要な 受講料、旅費	10 — 以内 10
1 研修受講費			
1人当たり	230,000円		
2 研修参加に係る交通費			
1人当たり	105,880円		
3 研修中の宿泊費			
1人当たり	38,000円		

<認知症介護指導者フォローアップ研修>

補 助 基 準 額	対 象 経 費	補 助 率
次により算出した額の合算額とする。 1 研修参加に係る交通費 1 人当たり 52,940円 2 研修中の宿泊費（食事代を除く） 1 人当たり 12,000円	事業に必要な旅費	1 0 — 以内 1 0

（交付申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

1. 補助金所要額調書（様式第2号）
2. 事業実施計画書（様式第3号）
3. 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

（変更承認申請）

第4条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第10条の規定により、補助事業の内容、その他申請に係る事項の変更又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、変更（廃止又は中止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項ただし書きの「軽微な変更」とは、次に掲げるものをいう。

1. 補助の目的に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部を変更する場合
2. 補助対象経費の区分ごとに配分された額の変更で各配分額の20%以内の流用
3. 補助対象経費を減額させる変更であって、かつ、交付決定の基礎となる事業総額の20%以内の変更

(実績報告書)

第5条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて補助金の交付決定があった年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

1. 補助金精算額調書（様式第6号）
2. 事業実施状況報告書（様式第7号）
3. 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第6条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年度分の補助金から適用する。

(様式第 1 号)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

補助事業者名

年度認知症介護指導者養成研修等事業費補助金交付申請書

年度における認知症介護指導者養成研修等事業費補助金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号）第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 補助金所要額調書（様式第 2 号）
 - (2) 事業実施計画書（様式第 3 号）
 - (3) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

(様式第 2 号)

年度認知症介護指導者養成研修等事業費補助金所要額調書

(単位：円)

総事業費	寄付金その他の収入	差引額	対象経費 支出予定額	補助基準額	補助基本額	補助所要額	備考

(様式第3号)

年度認知症介護指導者養成研修等事業実施計画書

受講者氏名			
所 属			
役 職 名			
実務経験年数			
研修予定期間		年 月 日～ 年 月 日 (第 回)	
支 出 額	経費区分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
		円	
	総事業費 A	円	
収 入 額	経費区分	収 入 予 定 額	積 算 内 訳
		円	
	総収入額 B	円	
対 象 経 費 支 出 予 定 額 (A－B)			円

(様式第 4 号)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

補助事業者

補助金交付決定変更
承認申請書
年度認知症介護指導者養成研修等事業
事業中止（廃止）

年 月 日付け 第 号で、交付決定通知のあった 年度
認知症介護指導者養成研修等事業費補助金による事業を、下記のとおり、
変 更 した
中止（廃止）
いので、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号）第 10 条の規定により、
その承認を申請します。

記

1. 変更（中止・廃止）の理由
2. 変更の内容
3. 中止の期間
4. 添付書類 事業変更計画書

(様式第 5 号)

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

補助事業者名

年度認知症介護指導者養成研修等事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で、交付決定を受けた 年度認知症介護指導者養成研修等事業費補助金にかかる事業実績について、岡山県補助金等交付規則（昭和 41 年岡山県規則第 56 号）第 13 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金精算額調書（様式第 6 号）
- 2 事業実施状況報告書（様式第 7 号）
- 3 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

(様式第 6 号)

年度認知症介護指導者養成研修等事業費補助金精算額調書

(単位：円)

総事業費	寄付金その他 の収入	差引額	対象経費 実支出額	補助基準額	補助基本額	補助所要額	交付決定額	差引 過不足額

(様式第 7 号)

年度認知症介護指導者養成研修等事業実施状況報告書

受講者氏名			
所 属			
役 職 名			
実務経験年数			
研 修 期 間		年 月 日～ 年 月 日 (第 回)	
支 出 額	経費区分	支 出 済 額	積 算 内 訳
		円	
	総事業費 A	円	
収 入 額	経費区分	収 入 済 額	積 算 内 訳
		円	
	総収入額 B	円	
対 象 経 費 支 出 額 (A－B)			円

※上記の資料として次の書類を添付すること。

1. 修了証書の写し
2. 交通費、宿泊費領収書の写し

令和6年度 認知症介護研究・研修仙台センター 認知症介護指導者養成研修受講者募集要項

1 研修のねらい

認知症介護指導者養成研修は、受講者が以下の内容を達成できることをねらい、実施します。

認知症介護従事者が認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状（BPSD）を予防できるよう、認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修を企画・立案し、講義、演習、実習の講師を担当することができる知識・技術を習得すること及び介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導するとともに、自治体等における認知症施策の推進に寄与できるようになる。

2 研修対象者

研修対象者は、以下の①から⑤の要件を満たし、認知症介護指導者養成研修対象者として都道府県・指定都市又は現に勤務している介護保険施設・事業所等（以下「都道府県等」という。）の長が適当と認め推薦する者に対し、認知症介護研究・研修仙台センター（以下「センター」という。）が実施する認知症介護指導者養成研修対象者選抜考査（以下「受講者選抜考査」という。）の結果、研修対象者としてセンター長が認めた者としてします。

- ① 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者
- ② 以下のいずれかに該当する者であって、相当の介護実務経験を有する者
 - （ア）介護保険施設・事業所等に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む。）
 - （イ）福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者
 - （ウ）民間企業で認知症介護の教育に携わる者
- ③ 認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「平成12年通知」という。）に規定する基礎課程又は「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「平成17年通知」という。）に規定する実践者研修を修了した者を含む。）及び認知症介護実践リーダー研修（平成12年通知に規定する専門課程又は平成17年通知に規定する実践リーダー研修を修了した者を含む。）を修了した者（厚生省老人保健福祉局計画課長通知より）
- ④ 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者
- ⑤ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

※以上の要件を満たす者を対象とするが、特に認知症の人の地域全体の介護サービスの向上を目的とする本研修の趣旨にかんがみ、研修修了後には、認知症介護指導者としての

役割（認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修を企画・立案し、講義、演習、実習の講師を担当すること及び介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導すること、自治体等における認知症施策の推進に寄与すること）を担うことに同意した者であること。また、推薦者は、被推薦者が同役割を担うことについて理解した上で選定に留意されたい。

※本研修は、一部オンラインによる同時双方向の研修を実施する。そのため、研修受講に際しては、自施設・事業所等で、WEB 研修受講の環境を整えることを前提とする。

※インターネット環境が整っていない場合、ノートパソコン及びポケット wifi の貸し出しをします。

3 研修受講者の対象地域

センターの対象地域は、原則として下記の都道府県・指定都市です。

（北海道地域）北海道、札幌市

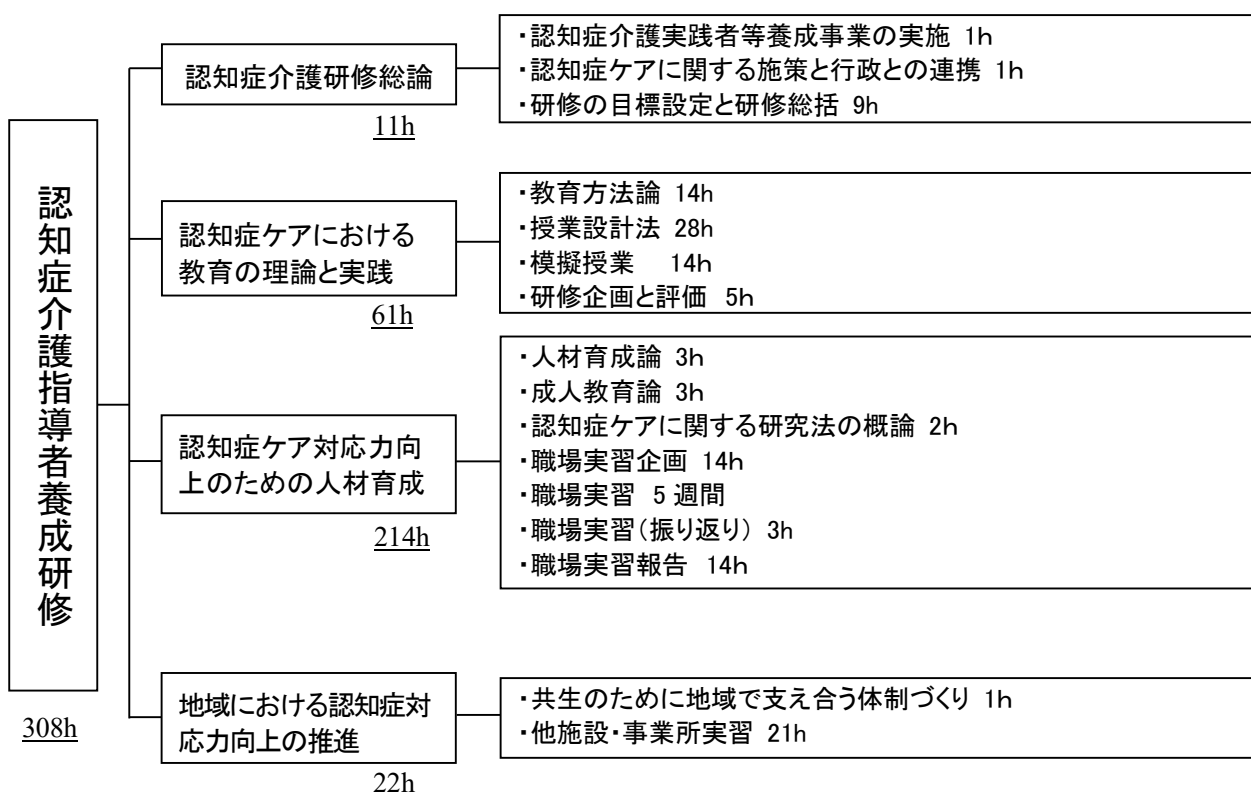
（東北地域）青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、山形県、福島県

（中国地域）鳥取県、島根県、岡山県、岡山市、広島県、広島市、山口県

（四国地域）徳島県、香川県、愛媛県、高知県

4 研修内容

カリキュラムについては、以下のとおりとします。



5 受講手続

(1) 必要書類

- ① 受講申込書（別紙様式1）
- ② 認知症介護指導者養成研修に係る推薦書（別紙様式2）
- ③ 認知症介護実践リーダー研修修了書の写し1部
- ④ 受講者選抜考査のための実践事例報告に関する提出書類
介護現場で受講者自身がかかわった認知症の人1事例についての実践事例報告
（別紙様式3に3,000字程度で作成してください。ただし、図表は1点400字と
みなします）

(2) 手 続 き

- ① 都道府県・指定都市は、都道府県等の長の推薦する者の必要書類を、別紙様式4
に必要事項を記入のうえ添付し、下記期日までにセンターあて送付願います。

【認知症介護指導者養成研修応募締め切り期日】

令和6年4月19日（金） 必着（厳守してください）

- ② 介護保険施設・事業者の長の推薦する者については、所管の都道府県・指定都市
の認知症介護指導者養成研修担当課に、必要書類を提出してください。
- ③ 介護保険事業者のうち指定地域密着型サービス関連事業者の長の推薦する者にあ
っては、所管の市区町村担当課を経由して都道府県・指定都市の認知症介護指導者
養成研修担当課に必要書類を提出してください。
- ④ 都道府県等とセンターとの受講に関する諸手続きは、受講確定通知後に行います。

(3) 受講者の決定

提出された書類を考査し、研修受講時期を調整したうえで受講者を決定します。

なお、1回あたりの受講定員は原則として20名とします。受講者選抜考査の結果、基準を満たした者が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定します。
（定員や宿泊の関係上、受講希望回については第一希望に添えない場合があります。）

(4) 受講者の決定通知

下記の期日までに都道府県等あてに通知します。

【研修受講者決定通知期日】 令和6年4月26日（金）

6 研修日程及び場所

(1) 第1回目

- ① センターにおける前期研修

令和6年6月24日（月）～令和6年7月 5日（金）

- ② 職場における研修（オンラインによる同時双方向の研修を含む）

7月 8日（月）～ 8月23日（金）

※内、8月12日～8月16日の5日間を除く

上記期間中、実習5週間、演習31時間

- ③ センターにおける後期研修

8月26日（月）～ 8月30日（金）

(2) 第2回目

① センターにおける前期研修

令和6年 9月30日(月)～令和6年10月11日(金)

② 職場における研修(オンラインによる同時双方向の研修を含む)

10月14日(月)～ 11月29日(金)

※内、11月18・19・25・26・27日を除く

上記期間中、実習5週間、演習31時間

③ センターにおける後期研修

12月 2日(月)～ 12月 6日(金)

センターにおける前期・後期研修では、土日以外は研修プログラムを実施します。また、職場における研修期間中は、オンラインを活用した講義・演習30時間と前期研修中に作成する企画書に基づき、各自の職場で職場実習を行っていただきます。

受講申し込み状況に応じて、開催回数を増減する場合があります。

7 費用負担額

受講料 230,000円

受講料の納入方法については、必要に応じて各都道府県等と調整します。

受講開始後は、いっさい返金しません。

8 その他の費用負担額

(1) 教材費 5,000円

(2) 宿泊費 1人1泊2,000円(13泊した場合 26,000円)

(センターの宿泊施設を利用する場合の素泊まり料金)

※宿泊施設の利用の可否は、当センターが決定します。(先着順)

※宿泊室は14室のため利用できない場合があります。ご希望に添えない場合は、ご自身で宿泊施設の手配をお願いいたします。

※詳しくは、P10(記入要領)の12をご覧ください。

(3) 災害傷害保険 約1,500円

(4) その他 センターの食堂(定食のみ)を利用した場合
朝食297円、昼食363円、夕食363円

その他の費用負担の納入方法については、受講決定通知の際に連絡します。

9 研修受講者の遵守事項

研修受講者は、センターの諸規則を遵守していただきます。

10 個人情報の取り扱い

- (1) 受講申込書にある研修受講者に関する個人情報は、センターが厳重に保管し、以下の目的のために使用します。
 - ① 認知症介護指導者養成研修に関する資料等の送付
 - ② 認知症介護指導者養成研修の授業準備
 - ③ 認知症介護指導者養成研修の教育評価
 - ④ 認知症介護研究・研修センター（仙台・東京・大府）が実施する事業についての協力依頼
 - ⑤ 認知症介護研究・研修センター（仙台・東京・大府）が実施する事業についての情報提供
 - ⑥ その他、研修受講者・修了者にとって有益だとセンター長が判断した情報提供
- (2) 研修受講や修了までに至らなかった者についての受講申込書にある研修受講者に関する個人情報は、直ちにセンターで破棄します。

11 研修の取り消し

- (1) センター長は、研修受講者がセンターの諸規則に違反する等、研修受講者としてふさわしくない行為があった場合は、研修の受講を取り消すことができます。
- (2) センター長は、研修の受講を取り消した場合は、本人に文書により通知するとともに、その理由を付して、研修受講者を推薦した都道府県等の長に通知します。

12 研修の修了

- (1) センター長は、研修の全てのカリキュラムを受講し、センターが行う修了考査により認知症介護指導者として適当と認められた者に対し、別紙様式5の修了証書を交付します。
- (2) センター長は、修了証書を交付後、都道府県・指定都市の所管課を通じ推薦した者に修了者を通知します。

13 修了者の登録

センター長は、研修修了者について、認知症介護指導者として登録し、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理します。

認知症介護指導者養成研修受講申込書

写真貼

募集要項の趣旨を理解し、研修を受講したく、下記のとおり申込みます。

令和 年 月 日

フリガナ			性 別	男 女		
氏 名			生年月日(年齢)	昭和・平成 年 月 日(歳)		
職 場	法人種別		サービス種別			
	フリガナ		フリガナ			
	法 人 名		施設・事業所名			
	フリガナ					
	住 所	〒				
	電 話		F A X			
	E - m a i l					
連 絡 先 (職場以外)	フリガナ					
	住 所	〒				
	電 話		F A X			
	E - m a i l					
主 な 資 格 (登 録 番 号)			職 位 名	管理職	管理職以外	
1 医師()	9 社会福祉士()	組織経営				
2 保健師()	10 介護福祉士()	介護部門				
3 助産師()	11 精神保健福祉士()	看護部門				
4 看護師()	12 介護支援専門員()	リハビリ部門				
5 准看護師()	13 その他	相談員				
6 理学療法士()	[]	介護支援専門員				
7 作業療法士()		医 師				
8 言語聴覚士()		そ の 他				
その他の職位(他の職位を兼務している場合、主要な兼務の「サービス種別」「職場名」「職位」を記入する)						
健康状況	良好 ・ 加療中(服薬中) ・ 加療中(経過観察中) *当てはまるものに○					
介護実務経験 (サービス種別・職場名・職位名・期間を新しいものから書く)					総介護実務年数	
1	(年間)				年	
2	(年間)					
3	(年間)					
認知症介護に関する研修の受講歴 (当てはまる番号に○)			認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画、又は講師として従事する予定			
1 認知症介護実践者研修 2 認知症介護実践リーダー研修						
3 認知症介護実務者研修基礎課程 4 認知症介護実務者研修専門課程						
5 その他 []						
認知症介護に関する研修の講師歴		受講希望回(○を付ける)		パソコン・WIFI 貸出希望	宿泊希望	
1	第1希望	第1・2回	有 無	有 無		
2	第2希望	第1・2回				
3						

認知症介護指導者養成研修修了後の役割の理解

認知症介護指導者養成研修修了後には、以下の役割を担うことが求められます。役割を理解した上で、□にチェックを付けてください。

- ☐ 認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修を企画・立案し、講義、演習、実習の講師を担当することを理解している
- ☐ 介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導する役割となることを理解している
- ☐ 自治体等における認知症施策の推進に寄与する役割となることを理解している

研 修 受 講 希 望 理 由

個人情報の取り扱いについて

私は、「令和6年度認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」の「10 個人情報の取り扱い」について、同意します。

令和 年 月 日

(自筆に限る)

(記入要領)

- 1 様式右上欄外に申込日前3か月以内の受講申込者の写真を貼付してください。
(3×2.4 cm程度)
- 2 氏名欄、法人名欄、施設・事業所名欄、住所欄には、フリガナをつけてください。
- 3 現在の職場を職場欄に記入してください。なお「研修対象者の要件②(ア)過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者」に該当する場合は、連絡先欄に記入してください。
- 4 主な資格欄は、当てはまる資格の番号すべてに丸を付けてください。また、()内に当該資格の登録番号を記入してください。
その他の資格がある場合は〔 〕内に具体的に記入し、登録番号を記入してください。
- 5 職位名欄は、ご自身の本務の職位として当てはまる欄に職位名を記入してください。
どの欄に書くかは、下の記入の目安を参考にしてください。

(記入の目安)

	管理職	管理職以外
組織経営	理事長・理事・施設長・副施設長等	
介護部門	介護長・介護主任・フロアリーダー・副主任・ユニットリーダー等	ケアワーカー・介護士・寮母・寮夫・ホームヘルパー等
看護部門	総師長・看護部長・師長	看護師
リハビリ部門	リハビリ科科長・リハビリ主任・リハビリ部門責任者等	理学療法士・作業療法士等
相談員	主任生活相談員	生活相談員等
介護支援専門員	主任介護支援専門員・計画作成担当者等	介護支援専門員等
医師	病院長・医院長・医長等	医師
その他		

- 6 その他の職位欄は、法人内で他の職位を兼務しているものがある場合は、主要な兼務の「サービス種別」「職場名」「職位」を記入してください。
- 7 介護実務経験に関する職歴欄は、「サービス種別」「職場名」「職位名」「期間」を、直近時から3か所程度記入してください。

(記入例)

- 1 特養〇〇〇 施設長 〇年間
- 2 〇〇〇病院 介護主任 〇年間
- 3 グループホーム〇〇 ケアワーカー 〇年間

総介護実務年数は、介護に携わった総実務年数を記入してください。

- 8 認知症介護に関する研修の受講歴欄は、当てはまる番号に丸をつけてください。
その他、受講した研修のうち主な研修名を記入して下さい。海外で受講した研修でも結構です。
- 9 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画、又は講師として従事する予定欄は、参画・従事の予定を簡潔に記入してください。
- 10 認知症介護に関する研修の講師歴欄は、研修対象者や場所は問いません。主なものを記入してください。
- 11 オンラインによる同時双方向の研修のための受講環境は、以下の①～④を前提としています。準備をお願いいたします。
- ① 不特定多数に研修内容を閲覧されない環境
 - ② 必要に応じ自由に発言できる環境
 - ③ 安定してインターネットに接続される環境（有線による接続を推奨）
 - ④ PCで受講できる環境（パワーポイントなどを映したときに文字が見られる大きさの端末で受講できることを前提とし、タブレット端末は推奨しません。）
- 環境が整っていない場合、仙台センターよりノートパソコン及びポケットwifiを貸出することができますので、ご希望の方は有に○をつけてください。
- 12 宿泊希望欄については、センター内の宿泊施設での宿泊希望の有無を丸印で記入してください。宿泊者の決定は、希望者が多い場合は先着順とします。
なお、希望に沿えない場合にはご自身で宿泊施設の手配をお願いいたします。
おって、宮城県、仙台市の方の宿泊室のお申し込みは宿泊室に余裕がある場合のみお受けいたします。
- 13 「認知症介護指導者養成研修修了後の役割の理解」では、認知症介護指導者養成研修修了後の役割を理解した上で、□にチェックを付けてください。
- 14 研修受講希望理由欄は、申し込んだ動機や受講希望者の特に強調したい認知症介護に関する考え方、および研修終了後、認知症介護指導者として地域でどのように活動しようとするか等を800字程度で簡潔に記入してください。
- 15 本要綱5頁「10 個人情報の取り扱い」について同意される方は、自署で記名をお願いいたします。

認知症介護指導者養成研修に係る推薦書

令和 年 月 日

認知症介護研究・研修仙台センター長 殿

都道府県知事・指定都市長、介護保険施設・事業者等長名

次の者は認知症介護指導者養成研修受講者募集要項における研修の目的（認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修を企画・立案し、講義、演習、実習の講師を担当すること及び介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導すること、自治体等における認知症施策の推進に寄与すること）を理解し、研修対象者の要件を満たしますので、令和6年度認知症介護指導者養成研修の受講者として推薦します。

第1回

氏 名
所 属

第2回

氏 名
所 属

別紙様式 3

受講者選抜考査のための実践事例報告に関する提出書類

作成日 令和 年 月 日	
実践事例報告のタイトル	
都道府県指定都市名 氏名	
1. この事例を取り上げた理由	
2. 倫理的配慮 (記載内容の例) 1) 認知症の人または代諾者に対する説明と同意 2) 管理者に対する説明と同意	
3. 事例紹介 (性別、年代、原因疾患・現病、薬、自立度、生活歴、支援の経過、 その他事例の理解を深めるために必要な情報)	
4. 課題分析とケアの取り組み及びその結果 (記載内容の例) ・ 解決を目指した認知症の人にとっての課題 ・ 課題の発生原因とその根拠となる事実 ・ 実施したケア ・ 実施したケアの結果	
5. 取り組みの評価及び自分自身が学んだこと (記載内容の例) 1) 取り組みの評価 2) 本事例に取り組んだことによる自己の学び	
(合計文字数〇〇〇〇文字)	

(記入要領)

- 作成する実践事例報告は、認知症の人に対しケアを行った事例、1 事例の報告とします。家族やスタッフに対する介入を中心とした事例は、本報告の対象として該当しません。
- 上記 1 ～ 5 までの項目の合計文字数が **3000 字程度 (増減は 1 割まで)** となるよう作成してください。文章の**最後に合計文字数を記載**してください。なお、文字数の制限を満たしていない場合は、再提出または受講不可として取り扱います。
- 使用する用紙のサイズは A 4 サイズとします。
- 図表を入れる場合は、図表にタイトルと図表番号をふり、文章と関連付けて示してください。なお図表は 1 点 400 字とみなします。
- 手書きで作成する場合は、判別できる大きさの楷書で作成してください。パソコンで作成する場合、1 ページのレイアウトは、マイクロソフト社の Word の初期設定、ある

いはアップル社の Pages の初期設定に従ってください。

- 提出する事例は、必ずしも現在関わっている認知症の人に関する事例である必要はなく、支援が終結している事例でもかまいません。
- 作成にあたっては、認知症の人とその家族に対し実践事例報告の使用目的・報告の方法・作成における倫理的配慮等について十分説明をし、必ず同意を得てください。その上で、認知症の人及びその家族に対して行った倫理的配慮、ならびに認知症の人及びその家族からこの事例をセンターに提出することの了承を得たことを必ず明記してください。また、自施設・事業者の管理者（報告者が管理者の場合は上司）に当該実践事例報告を行うことの了解を得てください。その上で管理者または上司から事例をセンターに提出することの了承を得たことを必ず明記してください。

＊なお、同意を得たことを表記する場合は、以下の記入例を参考に過去形で記入してください。

適切な記入例)

- ・ 実践事例報告を作成するにあたり、認知症の人とその家族に対し実践事例報告の使用目的・報告の方法・作成における倫理的配慮等について説明をし、文書にて同意を得た。ならびに、認知症の人及びその家族からこの事例をセンターに提出することの了承を得た。
- ・ 実践事例報告を提出するにあたり、管理者より、当該実践事例報告を行うことの同意を得た。

以下のような記入は、同意を得たかどうか不明確なため不適切です。

- ・ 本人・家族から同意を得る。
- ・ 本人・家族から同意を得ている。
- ・ 本人・家族に十分理解を得た。

＊ 以上の倫理的配慮が行われていない実践事例報告は審査の対象となりませんので十分ご注意ください。

- 個人情報の取り扱いには十分配慮してください。人権擁護の観点から、認知症の人及びその家族の氏名、地域名（出身地や居住地等）、生年月日、入居年月日、年齢、具体的な職歴（会社名）等、個人が特定される可能性のある情報は記号化してください。なお、氏名については、イニシャルの使用は不可とします。イニシャルが使用されている場合、再提出または受講不可とします。仮名を使用する場合は、実践事例報告中に仮名であることを明記してください。
- 年月を記述する場合は、最初に実践事例報告に出てきた年を X 年とし、「X+1 年」等、和や差で年を表してください。
- 認知症の人等の年齢を表記する場合は、年齢を明記せず、「80 歳代前半」等おおよその年代を示してください。
- 認知症の人及び家族の写真の掲載は認めません。
- 文法上の注意
- ・ 語尾は「です、ます」か「である」で文体を統一し、体言止めは原則として用いないでください。

- ・ 句読点を意識した簡潔な文章を心がけてください。
- ・ 主語、述語との関係をはっきりさせた文章で記述してください。
- ・ 箇条書きではなく、文章で事例を報告してください。
- ・ 改行した際は一マス下げるなど、基本的な文章記述のルールにのっとり作成してください。
- ・ 事例作成においては、原則として敬語を用いる必要はありません。

以上の要件を満たした実践事例報告を1部提出してください。
提出された実践事例報告は、原則として返却しません。

別紙様式 4

認知症介護指導者養成研修受講申込みに係る必要書類の送付書

令和 年 月 日

認知症介護研究・研修仙台センター長 殿

都道府県・指定都市

認知症介護指導者養成研修担当課長

令和〇年度の認知症介護指導者養成研修に受講申し込みをする
以下の合計〇〇名について、必要書類を送付します。

都道府県・指定都市からの推薦者 〇〇名
氏 名・所属名

介護保険施設・事業者等からの推薦者 〇〇名
氏 名・所属名

第	号		
修	了	証	書
氏	名		
生年月日	昭和・平成	年	月 日
あなたは、厚生労働省の定める、令和 年度第 回認知症介護 指導者養成研修を修了したことを証します。			
令和 年 月 日			
認知症介護研究・研修仙台センター長 加 藤 伸 司			

認知症介護指導者養成研修受講申込書

写真貼

募集要項の趣旨を理解し、研修を受講したく、下記のとおり申込みます。

令和 年 月 日

フリガナ		性 別		男 女		
氏 名		生年月日(年齢)		昭和・平成 年 月 日(歳)		
職 場	法人種別		サービス種別			
	フリガナ		フリガナ			
	法 人 名		施設・事業所名			
	フリガナ					
	住 所	〒				
	電 話		F A X			
	E - m a i l					
連 絡 先 (職場以外)	フリガナ					
	住 所	〒				
	電 話		F A X			
	E - m a i l					
主 な 資 格 (登 録 番 号)		職 位 名	管理職	管理職以外		
1 医師()	9 社会福祉士()	組 織 経 営				
2 保健師()	10 介護福祉士()	介 護 部 門				
3 助産師()	11 精神保健福祉士()	看 護 部 門				
4 看護師()	12 介護支援専門員()	リハビリ部門				
5 准看護師()	13 その他	相 談 員				
6 理学療法士()	[]	介護支援専門員				
7 作業療法士()		医 師				
8 言語聴覚士()		そ の 他				
その他の職位(他の職位を兼務している場合、主要な兼務の「サービス種別」「職場名」「職位」を記入する)						
健 康 状 況	良好 ・ 加療中(服薬中) ・ 加療中(経過観察中) *当てはまるものに○					
介護実務経験 (サービス種別・職場名・職位名・期間を新しいものから書く)				総介護実務年数		
1 (年間)				年		
2 (年間)						
3 (年間)						
認知症介護に関する研修の受講歴 (当てはまる番号に○)		認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画、又は講師として従事する予定				
1 認知症介護実践者研修 2 認知症介護実践リーダー研修						
3 認知症介護実務者研修基礎課程 4 認知症介護実務者研修専門課程						
5 その他 []						
認知症介護に関する研修の講師歴		受講希望回(○を付ける)		パソコン・WIFI貸出希望	宿泊希望	
1		第1希望	第1・2回	有 無	有 無	
2		第2希望	第1・2回			
3						

認知症介護指導者養成研修修了後には、以下の役割を担うことが求められます。役割を理解した上で、□にチェックを付けてください。

- ☐ 認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修を企画・立案し、講義、演習、実習の講師を担当することを理解している
- ☐ 介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導する役割となることを理解している
- ☐ 自治体等における認知症施策の推進に寄与する役割となることを理解している

	研	修	受	講	希	望	理	由

私は、「令和6年度認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」の「10 個人情報の取り扱い」について、同意します。

(自筆に限る)

認知症介護研究・研修仙台センター研修実施要項
(認知症介護指導者養成研修・認知症介護指導者フォローアップ研修)

第1章 総 則

(目的)

第1条 社会福祉法人東北福社会認知症介護研究・研修仙台センター（以下「センター」という。）は、認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修を企画・立案し、研修を実施するとともに、介護保険施設・事業者等における認知症介護の質の向上、及び地域資源の連携体制構築の推進等に必要な能力を身につけ、認知症の人に対する地域全体の介護サービスの充実を図ることを目的として、認知症介護研究・研修仙台センター研修実施要項を定める。

(研修コース)

第2条 センターが実施する研修コースは、認知症介護指導者養成研修及び認知症介護指導者フォローアップ研修とする。

(センターの研修対象地域)

第3条 センターの研修対象地域は、別記のとおりとする。

第2章 認知症介護指導者養成研修

(認知症介護指導者養成研修)

第4条 認知症介護指導者養成研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知及び令和3年4月6日老発0406第5号厚生労働省老健局長通知）の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」4（6）に基づく研修とする。

(研修対象者)

第5条 研修対象者は、以下の①から⑤の要件を満たし、認知症介護指導者養成研修対象者として都道府県・指定都市又は現に勤務している介護保険施設・事業所等（以下「都道府県等」という。）の長が適当と認め推薦する者に対し、センターが実施する認知症介護指導者養成研修対象者選抜考査（以下「受講者選抜考査」という。）の結果、研修対象者としてセンター長が認めた者とする。

- ① 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

- ② 以下のいずれかに該当する者であって、相当の介護実務経験を有する者
- (ア) 介護保険施設・事業所等に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む）
 - (イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者
 - (ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者
- ③ 認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成 12 年 10 月 25 日老計第 43 号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「平成 12 年通知」という。）に規定する基礎課程又は「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成 17 年 5 月 13 日老計発第 0513001 号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「平成 17 年通知」という。）に規定する実践者研修を修了した者を含む。）及び認知症介護実践リーダー研修（平成 12 年通知に規定する専門課程又は平成 17 年通知に規定する実践リーダー研修を修了した者を含む。）を修了した者（厚生省老人保健福祉局計画課長通知より）
- ④ 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者
- ⑤ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者
- ※ 本研修は、一部オンラインによる同時双方向の研修を実施する。そのため、研修受講に際しては、自施設・事業所等で WEB 研修受講の環境を整えることを前提とする。

（研修内容）

第 6 条 研修対象者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術、地域ケアの推進方法の修得を目的として、別に定める研修カリキュラムにより研修を実施するものとする。

（研修期間）

第 7 条 研修期間は、原則として研修 1 回につき通算 9 週間とし、その内訳は次のとおりとする。

- ① センターにおける前期研修 2 週間（土日を除く 10 日間）
- ② 職場における研修 6 週間
 - 内訳：職場実習 5 週間（土日を除く 25 日間）
 - オンラインを活用した講義・演習 30 時間
- ③ センターにおける後期研修 1 週間（土日を除く 5 日間）

※ 受講申し込み状況に応じて、回数期間を増減する場合がある。

（研修受講者数）

第 8 条 研修受講者数は、原則として研修 1 回につき 20 名とする。

（研修の実施施設）

第9条 原則として、前期及び後期研修で実施する講義及び演習はセンターにおいて、職場における研修は自施設・事業所等において、他施設・事業所実習はセンター長が指定する実習施設において実施する。

（研修受講手続き）

第10条 研修の受講手続きは、別に定める研修受講者募集要項によるものとする。

（研修受講者の遵守事項）

第11条 研修受講者は、センターの諸規則を遵守しなければならない。

（研修の取り消し）

第12条 センター長は、研修受講者が前条の規定に違反する等研修受講者としてふさわしくない行為があった場合は、研修の受講を取り消すことができる。

2 センター長は、前項の規定により研修の受講を取り消した場合は、本人に文書により通知するとともに、その理由を付し、研修受講者を推薦した都道府県等の長に通知するものとする。

（研修の修了）

第13条 センター長は、研修の全てのカリキュラムを受講し、センターが行う修了考査により認知症介護指導者として適当と認められた者に対し、別紙様式1の修了証書を交付する。

2 センター長は、修了証書の交付後、都道府県・指定都市の所管課を通じ推薦した者に修了者を通知する。

（修了者の登録）

第14条 センター長は、研修修了者について、認知症介護指導者として登録し、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を管理するものとする。

（研修費用）

第15条 研修に要する経費については、都道府県等が負担するものとし、その具体的な費用負担額については、別に定める研修受講者募集要項において定める。

2 研修の受講を開始後、研修の取り消しを受けもしくは自己の都合等により、研修を修了出来ない場合においても、研修費用はいっさい返金しない。

第3章 認知症介護指導者フォローアップ研修

（認知症介護指導者フォローアップ研修）

第16条 認知症介護指導者フォローアップ研修は、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知及び令和3年4月6日老発第0406第5号厚生労働省老健局長通知）の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）4（7）に基づく研修とする。

（研修対象者）

第17条 研修対象者は、次の（1）及び（2）の要件を全て満たす者のうち、都道府県・指定都市の長から推薦された者の中から、センター長が認めた者とする。

（1）次のいずれかの要件に該当する者

- ① 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事している者
- ② 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者

（2）認知症介護指導者養成研修修了後1年以上を経ている者

（研修内容）

第18条 研修対象者に対して、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を修得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図ることを目的として、別に定める研修カリキュラムにより研修を実施するものとする。

（研修期間）

第19条 研修期間は、原則として5日間とする。

（研修受講者数）

第20条 都道府県・指定都市毎に、研修1回につき、原則として1～2名（年間最大3名）とする。研修受講者数は、原則として研修1回につき20名程度とする。

（研修の実施場所）

第21条 研修は、原則として、センターにおいて実施する。ただし、同時双方向のオンライン研修も可とする。

（研修受講手続き）

第22条 研修受講にあたっては、別に定める研修受講者募集要項によるものとする。

（研修受講者の遵守事項）

第 23 条 研修受講者は、センターの諸規則を遵守しなければならない。

（研修の取り消し）

第 24 条 センター長は、研修受講者が前条の規定に違反する等研修受講者としてふさわしくない行為があった場合は、研修の受講を取り消すことができる。

2 センター長は、前項の規定により研修の受講を取り消した場合は、本人に文書により通知するとともに、その理由を付し厚生労働省へ報告し、研修受講者を推薦した都道府県・指定都市の長に通知するものとする。

（修了証書の交付）

第 25 条 センター長は、研修修了者に対し、別紙様式 2 の修了証書を交付する。

（研修修了者の登録）

第 26 条 センター長は、研修修了者について、認知症介護指導者フォローアップ研修修了者として登録し、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を管理するものとする。

（研修費用）

第 27 条 研修に要する費用については、研修受講者及び都道府県・指定都市が負担するものとし、その具体的な費用負担額については、別に定める研修受講者募集要項において定める。

附 則

（施行期日）

本要項は、平成 30 年 3 月 6 日から施行する。

平成 31 年 3 月 5 日一部改正

令和 3 年 3 月 31 日一部改正

令和 3 年 4 月 6 日一部改正

令和 4 年 3 月 1 日一部改正

令和 6 年 2 月 27 日一部改正

別 記

センターの研修対象地域

北海道地域	北海道、札幌市
東北地域	青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、山形県、福島県
中国地域	鳥取県、島根県、岡山県、岡山市、広島県、広島市、山口県
四国地域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県

別紙様式 1

第	号		
修	了	証	書
氏 名			
生年月日 昭和・平成 年 月 日			
あなたは、厚生労働省の定める、令和 年度第 回認知症介護指導者養成研修を修了したことを証します。			
令和 年 月 日			
認知症介護研究・研修仙台センター長			
加 藤 伸 司			

別紙様式 2

第	号		
修	了	証	書
氏 名			
生年月日 昭和・平成 年 月 日			
あなたは、厚生労働省の定める、令和 年度第 回認知症介護指導者フォローアップ研修を修了したことを証します。			
令和 年 月 日			
認知症介護研究・研修仙台センター長			
加 藤 伸 司			

(写)

長寿第1615号
令和6年3月4日

各市町村介護保険担当課長 殿

岡山県子ども・福祉部長寿社会課長

令和6年度認知症介護指導者養成研修の受講者推薦等について

本県の福祉行政の推進につきましては、平素から御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センターから別添のとおり案内がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴市町村所管の地域密着型サービス関連事業者等への周知方をお願いするとともに、受講推薦を取りまとめの上、次のとおり必要書類の提出をお願いいたします。

記

1 提出書類

- ・受講推薦書（別紙1）
- ・承諾書（推薦法人・事業者用）（別紙2）
- ・承諾書（受講申込者用）（別紙3）
- ・認知症介護指導者養成研修受講申込書（別紙様式1）
- ・認知症介護指導者養成研修に係る推薦書（別紙様式2）
- ・受講者選抜考査のための実践事例報告に関する提出書類（別紙様式3）
- ・認知症介護実践リーダー研修修了証書の写し

- 2 提出部数 別紙1～3 各1部
 その他書類 各2部

- 3 提出期限 令和6年3月29日（金）17時 必着

4 提出先（問合せ先）

岡山県子ども・福祉部長寿社会課 長寿社会企画班 担当：草加
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 Tel(086)226-7326 Fax(086)224-2215

5 その他

- (1) 研修受講に要する経費はすべて事業者等の負担となります。
- (2) 推薦者の中から仙台センターが受講者を選考するため、本県の受講可能者は若干名になると思われます。
- (3) 研修対象者の要件をすべて満たしていることを確認して提出願います。
- (4) 受講申込者及び事業所管理者に対する面接を行う場合があります。
- (5) 受講については、岡山県ホームページにも掲載しております。

(別紙1)

受 講 推 薦 書

第 号
令和5年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

推薦法人名
代表者職名・氏名
担当者
連絡先TEL

令和5年度認知症介護指導者養成研修の受講について、関係書類を添えて次のとおり提出します。

記

- 1 受講者 勤務先施設名
職名
氏名
- 2 受講希望研修回 第 回
- 3 添付書類 ①承諾書（推薦法人・事業者用）（別紙2）
②承諾書（受講申込者用）（別紙3）
③認知症介護指導者養成研修受講申込書（別紙様式1）
④認知症介護指導者養成研修に係る推薦書（別紙様式2）
⑤受講者選抜考査のための実践事例報告に関する提出書類（別紙様式3）
⑥認知症介護実践リーダー研修修了証書の写し

(別紙2)

(推薦法人・事業者用)

令和5年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所 在 地
推薦法人名
(事業者名)
代表者職名・氏名

承 諾 書

次の者が、認知症介護指導者養成研修修了後、岡山県及び岡山県指定法人が実施する認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事し、地域ケアを推進する役割を担うことを承諾します。

記

受講推薦者名

(別紙3)

(受講申込者用)

承 諾 書

認知症介護指導者養成研修修了後、岡山県及び岡山県指定法人が実施する認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事し、地域ケアを推進する役割を担うことを承諾します。

令和5年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

(受講申込者)

所 在 地

所属法人名

(事業者名)

氏 名

(写)

長寿第1616号
令和6年3月4日

指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 指定特定施設入居者生活介護事業所	}	管理者 殿
---	---	-------

岡山県子ども・福祉部長寿社会課長

令和6年度認知症介護指導者養成研修（岡山市以外）の受講者推薦について

本県の福祉行政の推進につきましては、平素から御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センターから別添のとおり案内がありましたので、お知らせします。

ついては、研修対象者の要件を必ずすべて満たした上で、受講者の推薦がある場合には、次のとおり必要書類の提出をお願いします。

記

1 提出書類

- ・受講推薦書（別紙1）
- ・承諾書（推薦法人・事業者用）（別紙2）
- ・承諾書（受講申込者用）（別紙3）
- ・認知症介護指導者養成研修受講申込書（別紙様式1）
- ・認知症介護指導者養成研修に係る推薦書（別紙様式2）
- ・受講者選抜考査のための実践事例報告に関する提出書類（別紙様式3）
- ・認知症介護実践リーダー研修修了証書の写し

2 提出部数 別紙1～3 各1部
 その他書類 各2部

3 提出期限 令和6年3月29日（木）17時必着

4 提出先（問合せ先）

岡山県子ども・福祉部長寿社会課 長寿社会企画班 担当：草加
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 TEL(086)226-7326 Fax(086)224-2215

5 その他

- (1) 研修受講に要する経費はすべて事業者等の負担となります。
- (2) 推薦者の中から仙台センターが受講者を選考するため、本県の受講可能者は若干名になると思われます。
- (3) 岡山市内の介護保険施設・事業所については、岡山市事業者指導課へお問い合わせください。
- (4) 受講申込者及び事業所管理者に対する面接を行う場合があります。
- (5) 受講については岡山県ホームページにも掲載しております。

(別紙1)

受 講 推 薦 書

第 号
令和5年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

推薦法人名
代表者職名・氏名
担当者
連絡先TEL

令和5年度認知症介護指導者養成研修の受講について、関係書類を添えて次のとおり提出します。

記

- 1 受講者 勤務先施設名
職名
氏名
- 2 受講希望研修回 第 回
- 3 添付書類 ①承諾書（推薦法人・事業者用）（別紙2）
②承諾書（受講申込者用）（別紙3）
③認知症介護指導者養成研修受講申込書（別紙様式1）
④認知症介護指導者養成研修に係る推薦書（別紙様式2）
⑤受講者選抜考査のための実践事例報告に関する提出書類（別紙様式3）
⑥認知症介護実践リーダー研修修了証書の写し

(別紙2)

(推薦法人・事業者用)

令和5年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

所 在 地
推薦法人名
(事業者名)
代表者職名・氏名

承 諾 書

次の者が、認知症介護指導者養成研修修了後、岡山県及び岡山県指定法人が実施する認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事し、地域ケアを推進する役割を担うことを承諾します。

記

受講推薦者名

(別紙3)

(受講申込者用)

承 諾 書

認知症介護指導者養成研修修了後、岡山県及び岡山県指定法人が実施する認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事し、地域ケアを推進する役割を担うことを承諾します。

令和5年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

(受講申込者)

所 在 地

所属法人名

(事業者名)

氏 名

認知症介護の教え方を学ぶ研修です

認知症介護指導者

養成研修のご案内

2001年から始まり
現在、
認知症介護指導者として
全国で
2,780名の方が
修了しています

厚生労働省が定める公的研修です

「認知症介護研究・研修センター」宮城県(仙台市)、東京都(杉並区)、愛知県(大府市)の三か所にて実施しています。

SENDAI 仙台



担当地域：北海道・東北・中国・四国

TOKYO 東京



担当地域：関東・新潟・九州・沖縄

OBU 大府



担当地域：北陸・甲信・東海・近畿

研修で 得られること

研修には様々な地域の方、
職種の方が参加しています。
そこでの『出会い』により『気づく力』を
磨くことができるのも本研修の
魅力の一つです！



教育

認知症ケアにおける様々な
教育技法の特徴を理解・活用し
課題解決力を高める



育成

認知症ケアにおける効果的な
人材育成のための組織体制づくり



表現

プレゼンテーション能力
伝え方、準備の仕方



講師

講義の組み立て方、
講師としての態度・姿勢を体得



地域

共生社会づくりのための
連携体制の構築



研究

学術的な課題設定、データ収集、
分析及び評価の方法

研修日程

研修期間 9週間(センターでの集合研修は、15日間です)



前期研修
10日間
(集合)

職場実習
6週間

後期研修
5日間
(集合)

認知症介護
指導者

詳しくは裏面をご覧ください

※修了審査あり

認知症介護指導者養成研修とは？

認知症指導者養成研修は、認知症介護に関する専門的知識・技術や研修プログラム作成方法・教育技術、介護の質の改善のための指導方法を修得します。



受講対象者	以下、全ての要件を満たした者 ・医療・福祉に係る国家資格を有する者(または準ずる者)、認知症介護実践者研修及び認知症介護実践リーダー研修を修了した者(または同等者)、認知症介護実践研修等の企画・立案、講師、地域ケアの推進を担う見込みの者
受講申し込み	・申し込みの際には、受講申込書・推薦書・選考考査のための実践事例報告などの書類を提出していただきます。 ※募集時期や方法については、各都道府県・指定都市の担当部署又は下記へお問い合わせください。

認知症介護指導者が所属する事業所にはその配置を要件の一部とした『認知症加算』『認知症専門ケア加算I・II』が算定されます

担当地域

- 仙台センター
北海道・東北・中国・四国
- 大府センター
北陸・甲信・東海・近畿
- 東京センター
関東・新潟・九州・沖縄

研修を受けることでさまざまな変化が期待できます

自身の変化

- ・ケアの改善に向けて、経験則だけに頼らず、客観的な現状分析やケア内容の評価を行えるようになった。
- ・自ら考え行動する人材育成のために、職員の自発性を引き出すコミュニケーションを意識するようになった。

施設・事業所の変化

- ・職員の間で、どのような課題も背景を広く深く考えてから、課題解決の方法を探る場面が増えた。
- ・事業所内の様々な場面で、認知症の人への支持的・受容的な態度を重視した支援が見られるようになった。

令和2年度老人保健健康増進等事業「認知症介護指導者養成研修等のアウトカム評価に関する調査研究事業」より一部抜粋

修了した認知症介護指導者はこんな活動をしています

研修会等の活動

認知症介護実践研修等の講師・ファシリテーター

71.8%

- ・認知症介護実践研修等の講師
- ・専門職向け認知症対応力向上研修
- ・介護認定審査会の委員
- ・地域包括支援センター協同研修
- ・介護事業所から個別の助言依頼
- ・学会などでの講演、発表
- ・市の介護保険事業計画策定会議

自法人内での役割

研修の企画・立案や講師

72.2%

チームケアの推進

54.7%

- ・チームケア研修
- ・自法人の研修計画の策定
- ・事業所理念の周知、実践
- ・認知症対応行動マニュアルの作成
- ・個人に合わせた指導の徹底
- ・認知症評価ツール等の使用促進
- ・職員への精神的なサポート

当事者や地域住民向けの相談・啓発活動等

地域施策の中での役割

59.6%

- ・当事者会への運営協力、参加
- ・認知症カフェ等での情報提供
- ・認知症初期集中支援チーム員
- ・地域ケア会議の委員
- ・学生向けの啓発活動
- ・テレビ、ラジオなどへの出演
- ・本人ミーティングへの参加

令和4年度 認知症介護指導者活動実態調査結果(令和3年度実績)より

詳しくは…

認知症介護研究・研修センター(仙台・東京・大府)
<https://www.dcnet.gr.jp/>

DCnet

検索

